

令和5年度

財政健全化審査意見書
経営健全化審査意見書

八雲町監査委員

令和5年度地方公共団体の財政健全化審査意見書

八雲町監査委員 千田浩文

八雲町監査委員 宮本雅晴

この審査については、令和5年度決算において、「財政の健全化判断比率」の算定基礎事項を記載した書類を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付されたものである。

I 審査の対象

- 「財政の健全化判断比率」
・実質赤字比率
・連結実質赤字比率
・実質公債費比率
・将来負担比率

II 審査の期間

令和6年7月1日から令和6年8月27日

III 審査の要領

この審査に当たっては、提出された資料に基づき下記の点について算定基礎事項の聴取をしながら審査を実施した。

- ①健全化判断比率が適正に算出されているか。
- ②算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- ③各比率が、早期健全化の範囲内にあるか。

IV 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位: %)

健全化判断比率名	令和5年度	早期健全化基準	令和4年度	備考
①実質赤字比率	—	13.70	—	
②連結実質赤字比率	—	18.70	—	
③実質公債費比率	9.4	25.0	10.8	
④将来負担比率	—	350.0	—	

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

実質赤字比率については、黒字であることから算定されない。

②連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率については、黒字であることから算定されない。

③実質公債費比率について

今後においても改善に努められたい。

④将来負担比率について

今後とも改善傾向を維持されたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度八雲町公営企業会計経営健全化審査意見書

八雲町監査委員 千田 浩文

八雲町監査委員 宮本 雅晴



この審査については、令和5年度決算における八雲町公営企業会計「資金不足比率」の算定基礎事項を記載した書類を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付されたものである。

I 審査の対象

公営企業における「資金不足比率」

II 審査の期間

令和6年7月1日から令和6年8月27日

III 審査の要領

この審査に当たっては、提出された資料に基づき下記の点について算定基礎事項の聴取をしながら審査を実施した。

- ① 資金不足比率が適正に算出されているか。
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- ③ 各比率が、経営健全化の範囲内にあるか。

IV 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位: %)

会計の名称	令和5年度 資金不足比率	経営健全化基準	令和4年度 資金不足比率
① 病院事業会計	—	20.0	—
② 水道事業会計	—	20.0	—

(2) 個別意見

① 病院事業会計について

令和5年度においても、資金不足は生じていない。

② 水道事業会計について

令和5年度においても、資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

① 病院事業会計について

資金不足は生じていないが、引き続き経営改善に努められたい。

② 水道事業会計について

特に指摘すべき事項はない。